

## MORA.net サービス契約規約

### 第1章 総則

#### 第1条 用語の定義

1. この「MORA.net」光サービス契約規約（以下「本規約」といいます。）における用語の意味はそれぞれ次のように定義します。

1) 「本サービス」とは、株式会社テリロジーサービスウェア（以下「当社」といいます。）が、当社所定の通信事業者が提供する IPv6 ならびに IPv4 インターネット接続等のサービスを利用して提供する、「接続サービス」及び「オプションサービス」から構成される、インターネット接続サービス「MORA.net」光サービスをいいます。

2) 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。

3) 「契約者」とは、第6条（申込の承認）に基づき本サービスの利用者として当社との間に利用契約が成立した者を意味します。

4) 「接続サービス」とは、当社が契約者に対して提供する、インターネット接続サービスで、本サービスの基本となるサービスとして、別途当社が指定するサービスをいいます。

5) 「オプションサービス」とは、接続サービスのご利用を前提として当社が契約者に対して提供する、接続サービスに関連又は付随するサービスをいいます。

6) 「月額利用料金」とは、本サービスの月額基本料金及びオプションサービスに関する料金をいいます。

7) 「料金等」とは、本サービスの月額利用料金、費用、その他本サービスの利用の対価として支払うべき料金をいいます。

8) 「利用契約」とは、本サービスの利用を目的とし、当社と契約者との間に成立する本規約等の定めを内容とする契約をいいます。

9) 「利用開始日」とは、当社が、契約者に対する通知において指定する日で、本サービスを利用することが可能となる日をいいます。

10) 「会員 ID 等」とは、契約者に対し発行する会員 ID、及びパスワードをいいます。

11) 「サービス ID 等」とは、契約者に対し発行する接続 ID 等、各種サービスに対し発行される ID、各種サービスに対するパスワード、各種アカウント、及び IP アドレスをいいます。

12) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において定義される「個人情報」をいいます。

#### 第2条 規約の適用

1. 本規約は、本サービスの利用申込み及び利用に関して適用される条件を定めるものです。

利用希望者及び契約者は、本規約を読み、理解し、同意した上で本サービスの利用を申込み、又は利用するものとします。

2. 本規約に関連して当社が別途定めるガイドライン、ルール、注意事項、及び当社からの通知事項（以下併せて「本規約等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 本規約の変更

1. 当社は、契約者の同意等を得ることなく本規約等の内容を変更できるものとします。この場合、当社は第4条（通知）に規定する方法により契約者に通知するものとします。

2. 変更後の本規約等については、当社のホームページに掲載された時点より変更後の本規約等が有効になるものとします。

3. 契約者は、本規約等の変更についての効力が生じた後に、本サービスを利用した場合、当然に変更後の本規約等について承諾したとみなされるものとします。

### 第4条 通知

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール又はファクシミリの送信、書面の送付又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により随時これを行います。

2. 前項の通知は、(i) 電子メール又はファクシミリの送信により行う場合は、当社が発信した時点、(ii) 当社のホームページへの掲載により行う場合は、当該通知の内容を掲載した時点をもって、契約者に到達したものとみなします。

## 第2章 利用契約

### 第5条 利用申込み等

1. 利用希望者は、当社が別途定める方法により、利用希望者に関する情報として当社が別途定める情報を届出ること、当社に対し、本サービスの利用を申込みものとします。

2. 利用希望者が、本サービスの利用を申し込んだときは、利用希望者が、本規約の内容を承認しているものとみなします。申し込みにあたっての条件についても、この規約が適用されるものとします。当社は、この規約を当社ホームページへの掲示その他当社所定の方法により、本サービス申込者が予めその内容を知る機会を確保するものとします。

3. 利用希望者が当社へ本サービスの利用の申込みを行った後の撤回・取消はできないものとします。ただし、第11条（契約者が行う利用契約の解約）に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

4. 利用希望者は、本サービスの利用を申し込むにあたり、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。

- (1)当社に届け出た事項に虚偽、不足がないこと
  - (2)利用契約を申し込む正当な権限を有し、当該権限の範囲内で申し込みを行うこと
  - (3)過去に本規約に違反し、利用停止・解除等の処分を受けたことがないこと
5. 利用希望者は、一の本サービスの利用申込みにあたっては、一の接続サービスを必ず申し込むものとし、契約者は1の利用契約につき1人に限ります。

## 第6条 申込の承認

1. 当社は、前条の申込みを受付け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により利用申込みに対する諾否を決定し、利用希望者に通知するものとします。
2. 当社は、当社の裁量により、いつでも、利用希望者についての審査を行うことができるものとします。当該審査の結果、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該利用希望者の本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
  - 1) 利用希望者又は契約者が実在しないこと
  - 2) 申込みをした時点で、本規約等の違反等により契約者の資格又はサービス提供の停止等の処分中であり、又は過去にこれらへの違反等で利用契約を解除等されたことがあること
  - 3) 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったこと
  - 4) 申込みをした時点で本サービスの料金等の支払を怠っている、又は過去に支払を怠ったことがあること
  - 5) 申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
  - 6) 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、又は申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
  - 7) 第38条(反社会的勢力の排除)第1項各号に掲げる者に該当する、又は該当するおそれがある場合
  - 8) 本サービスの提供を含む当社の業務の遂行上又は技術上支障があるとき
  - 9) 当社が提出を求めた本人確認書類等を提出しないとき
  - 10) 前各号のほか、当社が不相当と認めるとき
3. 当社が利用希望者の本サービス利用申込みを承諾しない場合でも、当社は審査の内容、利用申請を承諾しない理由その他審査に関する事項を開示する義務を負わないものとし、かつ、利用希望者又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
4. 利用希望者が、当社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、利用希望者に対して、当社が当該申込みを承諾する旨通知した時点で、当社と利用希望者との間に利用契約が成立し、利用希望者には、契約者の資格が与えられるものとします。なお、契約者の資格は、利用契約が本規約の理由によって終了したときは、当然に消滅するものとします。

## 第7条 利用契約の期間

- 1 利用契約の期間は、料金表2に定めるとおりとします。
- 2 契約者は、利用契約の期間内に利用契約を解約し、又は、当社から利用契約を解除された解除された場合は、当社が定める期日までに、料金表2に規定する解約金を支払うものとします。ただし、第11条（契約者が行う利用契約の解約）に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

## 第8条 オプションサービスの追加・変更

- 1 契約者は、オプションサービスの追加又は変更を希望する場合、当社所定の方法にて当社に届出るものとします。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、第6条（申込みの承認）の規定に準じて取り扱います。

## 第9条 権利の譲渡

1. 契約者は、本規約等に別に定めるほか、当社から交付された会員ID等、サービスID等、利用契約に関する権利、義務、その他利用契約上の地位を譲渡、使用、承継させ、担保提供しその他一切処分してはならないものとします。
2. 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部又は一部を、契約者が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社、又は当社が指定する第三者に対し譲渡することができます。

## 第10条 契約者の地位の承継

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。
3. 当社は、前項の規定による代表者に届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

## 第11条 契約者が行う利用契約の解約

1. 契約者は、本サービスのうち接続サービスを解約しようとする場合は、当社所定の方法にて当社に届出るものとします。この場合、当社が、当該解約届出を毎月20日までに受け付けたものについて、その月の末日をもって、当該利用契約は解約されるものとします。た

だし、上記の届出を当社が受け付けた当月末日が前条に定める最低利用期間中である場合は、最低利用期間の満了日をもって、解約されるものとします。

2. 前項により利用契約を解約した場合であっても、契約者は、その利用期間中にかかる料金等の支払義務を免れることは出来ないものとします。

3. 当社は、第1項に基づく接続サービスの解約の意思表示は、解約対象となる接続サービスに付随するオプションサービスを含めた利用契約全ての解約の意思表示とみなすものとします。なお、契約者が、2つ以上の接続サービスを利用している場合に、その一部を解約するときは、当該接続サービスの解約については、第12条（オプションサービスの解約）の解約方法に準ずるものとします。

4. 契約者が電気通信事業法に基づく個人の場合、契約者は契約書面の受領後8日以内に当社所定の方法にて当社に本サービスの契約解除を届出た場合は、電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき初期契約解除を行うことができます。なお、初期契約解除があった場合においても電気通信事業法に定める範囲において、初期契約解除期間までの利用料金として月額にて定められた料金をその利用日数に応じて日割にて支払いを要します。

#### 第12条 オプションサービスの解約

1. 契約者は、本サービスのうちオプションサービスの全部について解約を希望する場合、当社所定の方法にて当社に届出るものとします。この場合、当社が、当該解約届出を受け付けた月の末日をもって、利用契約のうち、オプションサービスにかかる部分は解約されるものとします。

2. 前項にもかかわらず、契約者は、やむを得ない理由があるときは、前項に定める解約日として指定できる日以外の日においてオプションサービスの利用を停止することを求めることができるものとします。当社がこれを認めた場合、利用契約のうち、オプションサービスにかかる部分は、当該オプションサービスの提供を停止した日の属する月の末日をもって解約されるものとします。ただし、契約者がオプションサービスの停止を希望した日が、その申し出をした日と同じ月に属する場合、解約日は、申出をした日の当月末日とします。

3. 前項の定めによりオプションサービスの提供を停止した場合でも、当社は、その解約日までの利用期間にかかる料金等の精算は行わないものとし、当該期間の料金等の払戻等は一切行わないものとします。

#### 第13条 契約者の設備

1. 契約者は、通信設備、ソフトウェア、その他本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下、「設備等」といいます。）を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。

2. 当社は、本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を別途指定することができるものとします。契約者がこれに従わない場合には、契約者は、本サービスを利用でき

ない場合があることに同意するものとし、当社は契約者が本サービスを利用できないことにより契約者又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。

### 第3章 契約者の義務等

#### 第14条 自己責任の原則

1. 契約者は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するものとし、本サービスの利用とその本サービスを利用し、又は利用しないこと、及びその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に関して第三者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者から苦情等が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社を免責するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を与えられた場合又は第三者に対し苦情等を通知する場合においても同様とするものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用に関して当社又は第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、本規約等に定められた義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもってその損害を賠償するものとします。

#### 第15条 禁止行為

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- 1) 他の契約者、第三者もしくは当社が保有する、知的財産権その他の財産権、及び、その他の権利を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
- 2) 他の契約者、第三者もしくは当社が保有する財産もしくはプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為
- 3) 他の契約者、第三者もしくは当社を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 4) 他の契約者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為
- 5) 他の契約者もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為
- 6) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- 7) 前号のほか適用ある法令、通達、ガイドライン等に違反する行為、もしくはそのおそれのある行為

- 8) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- 9) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- 10) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- 11) 無限連鎖講若しくは連鎖販売取引等（ネズミ講等）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 12) 本サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律「昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号」の定める性風俗特殊営業を行う、あるいは性風俗特殊営業に関する情報を第三者に対し、閲覧又は発信した場合、もしくは第三者に行わせた場合やその他の公序良俗に反する情報を他の契約者、もしくは第三者に提供する行為
- 13) 文字、映像、画像、音声又はその他の何らかの方法により、局部描写（モザイク処理を含む。）、性的な好奇心を助長する情報、人の殺害現場、児童虐待、自傷行為、動物の殺傷又は虐待行為、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせるコンテンツを不特定多数の者の閲覧もしくは利用に供し、又は不特定多数の者に送信する行為
- 14) 事実に反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
- 15) 他の契約者、第三者もしくは当社の管理する設備に蓄積された情報を不正に改竄又は消去する行為
- 16) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- 17) IP アドレス、アカウント、会員 ID 等、パスワード、及びドメイン名を不正な目的をもって使用する行為
- 18) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、送信、掲載、又は使用する行為
- 19) 本サービス及びその他当社が提供する各種サービスの運営を妨げる行為、又は、そのおそれのある行為
- 20) 契約者が本サービスを利用して、本サービスに定める本サービスと同様のサービスを、有償無償を問わず第三者に提供もしくは再販売、あるいは転売する行為
- 21) 無差別又は大量に不特定多数の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、又は無断で事前に承認していない多数の送信先に対する広告、宣伝もしくは勧誘のメール配信行為並びに他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を記載する行為
- 22) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- 23) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- 24) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせ、又はそのおそれのある情報を不特定多数の者に対して送信する行為

25) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

26) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはり、その他該当コンテンツへのアクセスを助長する行為

27) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

28) その他、公序良俗に違反する行為もしくはそのおそれのある行為、又は当社が不適切と判断する行為

#### 第 16 条 ID 等

1. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって、当社から提供を受けた会員 ID 等及びサービス ID 等（以下、併せて単に「ID 等」といいます。）を管理するものとし、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

2. 契約者は、契約者の ID 等を失念、もしくは盗用された場合は、直ちに当社に届け出るものとし、当社の指示に従うものとします。

3. 契約者は、契約者の ID 等により本サービスが利用された時（契約者が当該契約者の同居の家族等の関係者に本サービスを利用させた時を含みますが、これに限りません。）には、契約者自身の利用とみなされることに異議なく同意したものとします。ただし、当社の故意又は重過失により ID 等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

#### 第 17 条 変更の届出

1. 契約者は、当社へ届け出た住所、氏名、連絡先、クレジットカード番号、その他の情報を常に正確かつ最新の状態に保つものとし、当該情報に変更や誤りがあった場合は、直ちに当社に所定の方法で変更の届出を行うものとします。

2. 当社は、第 4 条（通知）に定める通知を、契約者から届出のあった連絡先にあてて行えば足りるものとし、当社に届出た情報に誤りがあったこと、前項の変更届出がなかったこと、及び変更届出が遅延したこと等により、契約者が不利益を被ったとしても、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切その責任を負いません。この場合、当該当社からの通知は、第 4 条（通知）第 2 項に定める時点又は通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。

### 第 4 章 料金等

#### 第 18 条 月額利用料金

本サービスの月額基本料金及びオプションサービスに関する料金（以下、あわせて「月額利



用料金」といいます。)は料金表1に定めるところによります。

#### 第19条 月額利用料金の支払義務

1. 契約者は、本規約に基づいて、利用開始日から起算して、利用契約の解除があった日(端末設備についてはその廃止があった日)までの期間について、料金表1に規定する月額利用料金の支払いを要します。ただし、利用開始日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、期間を1日間とします。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額利用料金の支払いは次によります。

1)利用の一時中断をしたとき又は利用中止の場合は、契約者は、その期間中の月額利用料金の支払いを要します。

2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料金の支払いを要します。

3)契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、本サービスに係る月額利用料金の支払いを要します。

(ア)相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の休止

(イ)相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

4)前3号以外の場合においても、契約者は本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料金の支払いを要します。ただし、以下各号に該当する場合に於いては、当社と協議の上、決定された額について支払いは不要となります。なお、支払いを要しない額の上限は、以下各号に該当する事象を当社が知った時刻以後本サービスを利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額基本料金とします。

(ア)契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この項において同じとします。)が生じた場合(次項(イ)(ウ)に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続したとき

(イ)当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用することができない状態が生じたとき

(ウ)移転又は回線収容部の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合を除きます。)

#### 第20条 (延滞利息)

契約者は、料金等その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間につ

いて年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

#### 第 21 条 (料金等の支払に関する共通事項)

1. 契約者は、料金等について当社が定める期日までに当社取扱所又は金融機関等において支払うものとします。
2. 契約者は、料金等について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
3. 契約者は、料金表に定める料金に消費税相当額を加算した額を支払うものとします。
4. 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約等に基づき支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と約款に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）を支払うものとします。
5. 当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
6. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約等の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行うものとします。
7. 当社は、料金等のうち、月額にて定められた料金は、料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
8. 当社は、料金等のうち、月額にて定められた料金について、日割による計算は行わないものとします。利用契約の期間に 1 ヶ月未満に満たない期間が含まれる場合、当該期間に対応する料金等は、1 ヶ月分として算定します。
9. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 7 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

#### 第 22 条 (料金等の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 カ月以上の期間に発生した料金等を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 第 5 章 当社の義務

#### 第 23 条 本サービス提供の責任

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに努めます。ただし、不測の事態により本サービスが利用できないような場合があることを契約者は予め了解するものとします。

#### 第 24 条 設備における障害への対応

1. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎりすみやかに契約者にその旨を通知します。
2. 当社は、当社の設置した本サービスに関する設備に障害が生じたことを知ったときは、可能なかぎりすみやかに当該設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービスに関する設備等に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を依頼します。
4. 当社は、本サービスに関する設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理又は復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができます。

#### 第 25 条 個人情報の保護

1. 契約者は、当社提携先の電気通信事業者から当社に対して請求があり、当該請求が本サービスの提供に必要なものである場合は、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、その過程において契約者の個人情報を取得する場合があることについて、同意するものとします。
3. 当社は、契約者の個人情報を、当社が別途定めて公表する「個人情報保護の取り組みについて」に従って取り扱うものとし、契約者はこれに同意するものとします。
4. 当社は、契約者の個人情報につき、業務上の必要に応じて個人情報の適正な管理についての契約を締結した第三者にその取扱いを委託することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。その際、当社は委託先に対し適切な監督を行います。
5. 当社は、本サービスの提供のため、契約者の個人情報を、本サービスにかかる IPv6 ならびに IPv4 インターネット接続等のサービスを提供する電気通信事業者に対して提供することがあります。
6. 当社は、本規約等又は法律で認められた場合を除き、個人情報を契約者の同意なしに第三者に開示・提供しません。ただし、法令に基づいて司法機関、行政機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合、合併その他の事由による事業承継に伴う場合もしくはその可能性がある場合その他法令に定めがある場合には、例外的に契約者の同意なく必要最低限の情報を当該第三者に開示・提供する場合があります。

#### 第 26 条 通信の秘密の保護

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。ただし、生命、身体、又は財産の保護のために必要であると当社が判断した場合にはこの限りではありません。
2. 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索・捜査・検証）その他同法又は通信傍受に関する法律等の定めに基づく強制力ある処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める

範囲で前項の義務を負わないものとします。

## 第6章 利用の制限、中止、停止及び利用契約の解除

### 第27条 利用の制限

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する場合があります。
2. 当社は、契約者のホームページ領域からの一日のデータ転送量が300メガバイト以上となった場合、そのホームページ領域へのアクセスを制限することができます。なお、一日とは毎日午前0時から翌日午前0時までとします。
3. 当社は、利用者のうち、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与え、本サービスの提供に支障があるとみとめるときは、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

### 第28条 保守等による本サービスの中止、停止

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止あるいは停止することがあります。
  - 1) 本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
  - 2) 本サービスの提供に関する設備等を有する当社以外の電気通信事業者等が電気通信サービスを中止あるいは停止した場合
  - 3) 当社提携先の電気通信事業者がサービスを中止あるいは停止した場合
  - 4) 前条各項の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、第4条（通知）に定める方法で、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第29条 本サービスの停止及び利用契約の解除

1. 契約者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当社は当該契約者に事前に何等通知又は催告することなく、本サービスの提供の停止あるいは利用契約の解除を行うことができます。
  - 1) 契約者が、第15条（禁止行為）各号に該当、又は該当する恐れがあると当社が認めた場合
  - 2) 契約者が、第5条（利用申込み等）第4項に定める表明及び保証事項が虚偽もしくは不正確となる事由が判明もしくは発生し、もしくは発生すると合理的に見込まれる場合
  - 3) 契約者が、料金等その他当社に対する債務の全部又は一部について、支払期日を経過し

でもなお支払わない場合又は支払いを拒否した場合

- 4) 当社に届け出たクレジットカードのクレジットカード会社、又は預金口座の金融機関等によりクレジットカード又は預金口座の利用が停止された場合
- 5) 契約者の資産について差押や滞納処分があった場合
- 6) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算を申立て、又は第三者に申し立てられた場合
- 7) 手形交換所の取引停止処分があった場合
- 8) 個人の契約者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である契約者について、後見開始の審判があった場合
- 9) 当社に届け出られた連絡先と連絡が取れない状態が1カ月以上継続した場合
- 10) 当社に対し、刑事訴訟法、弁護士法、その他の法令に基づく照会等があった場合
- 11) 契約者が、主務官庁等から、営業許可の取消・停止等の処分又は行政指導等を受けた場合
- 12) 当社が定める規約、契約等及びその他の法令・通達等に違反した場合
- 13) 契約者が、第6条（申込みの承認）第2項各号に該当することが判明した場合
- 14) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合

2. 前項の場合、当該契約者は、期限の利益を喪失し、そのときまでに発生した料金等その他当社に対する債務の全額を、当社の定める方法で一括して直ちに支払うものとします。なお、本条による契約の解除により、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使は妨げられないものとします。

3. 前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の契約者が本条第1項のいずれかに該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人又は当該団体の代表者がその債務を負うものとします。

4. 本条第1項第6号の場合、当社が加盟する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携する信用情報機関の加盟契約者が利用できるものとします。

5. 本条第1項第7号の場合、当社が加盟する信用情報機関に当該契約者の支払能力に関する情報提供・調査に同意するものとします。

### 第30条 児童ポルノ画像のブロック

1. 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、契約者に事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状況に置く場合があります。

### 第 31 条 契約者の発信する情報に関する特則

1. 当社は、契約者による本サービスの利用が第 15 条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対し苦情等、又は請求等が為された場合、当社が別途定めた情報の容量を超過した場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- 1) 当社は契約者に対し、当該行為の中止を求めます
  - 2) 当社は契約者に対し、第三者間の苦情等の解消のための協議を行うよう求めます
  - 3) 当社は契約者に対し、当該情報の削除を要求します
  - 4) 当社は、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置きます
  - 5) 第 29 条（本サービスの停止及び利用契約の解除）に基づき本サービスの利用を停止又は利用契約を解除します
  - 6) 第 33 条（連絡受付体制の整備について）に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。
2. 契約者が発信するすべての情報に関する責任は、当該契約者にあり、当社には前項に関して、情報を監視・削除する義務を負うものではないものとします。また、当社が情報を削除しなかった事により、契約者あるいは第三者が被った損害、不利益、その他一切の結果について、法令に別段の定めがあるほか、当社は一切責任を負いません。

### 第 32 条 青少年にとって有害な情報の取扱について

1. 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」）第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者（以下「特定サーバー管理者」という。）となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報（青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第 14 条（禁止行為）各号に規定する行為を構成する情報を除く。以下同じ。）の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下の各号に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。
  - 1) 18 歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
  - 2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により 18 歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
  - 3) 青少年にとって有害な情報を削除する。

- 4) 青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知する。
3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。
4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合であっても、当社は第 2 項第 4 号の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をとることがあります。

### 第 33 条 連絡受付体制の整備について

1. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、以下の各号に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。
  - 1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。
  - 2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。
2. 前項第 2 号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。
3. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

## 第 7 章 損害賠償等

### 第 34 条 責任の制限

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供できなかったときは、本サービスが利用不能にあることを当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、連続して 48 時間以上、利用不能であったとき（オプションサービスのみが利用できなかった場合は含まれません。）に限り、当社は、契約者に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金等の 30 分の 1 に、利用不能の日数（24 時間未満は切り捨てとします。）を乗じた額を限度として、契約者に現実に発生した通常の損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の規定以外の事由により当社が損害を賠償する場合において、当社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当社はその責を負わないものとします。ただし、

契約者が消費者契約法に定める「消費者」に該当する場合において、当社に帰責性がある場合には、賠償責任を負うものとし、その範囲は直接かつ現実に生じた通常損害に限定され、その金額は当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該契約者の本サービスの料金等1ヶ月分相当額を限度とします（当社に故意又は重過失があると認められる場合には限定されません。）。

3. 契約者が、本規約等に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、当社が当該契約者の利用契約を解除したか否かに関わらず、当該契約者は当社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとし、なお、当社が、契約者と第三者との紛争、その他契約者の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することとなる場合、当社は、その費用を、現実に負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ契約者に請求することができるものとし、

4. 前項の規定は、法人又はその他の団体が当該法人又はその他の団体に所属する個人を契約者として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人又はその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人又は当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとし、

5. 本サービスに関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は本条第1項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じます。

6. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、各契約者に対して当社が行う損害賠償の限度は、当社が当該電気通信事業者から受領する損害賠償総額を、本条第1項により算出された各契約者への賠償額で、比例配分した額とします。

### 第35条 免責

1. 当社は、本サービスの内容、提供、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとし、

2. 当社は、契約者が本サービスを利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システム等（以下「データ等」といいます。）について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失又は毀損（改ざんを含みます。以下同じ。）した場合に、これを復元する義務を負わないものとし、契約者は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものとし、

3. 当社は、本規約及び本サービスの変更により、契約者において通信機器その他の機器の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であ



っても、その改造等に要する費用については、負担しません。

4. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他本サービスの利用に関連して契約者に損害が発生した場合は、当社はその責を負わないものとします。ただし、契約者が消費者契約法に定める「消費者」に外粗糖する場合において、当社に帰責性がある場合には、当社が別途定める範囲内においてのみ責任を負います。

5. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

## 第8章 その他

### 第36条 本サービスの変更、追加及び廃止

1. 当社は、理由の如何を問わず、契約者に、事前に通知することなく、本サービスの内容の一部又は全部の変更、追加及び廃止を行うことができるものとします。

2. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合及び契約者に不利な変更を行う場合には、第4条（通知）に規定する方法により、契約者に対して通知するものとします。

3. 当社は、第1項の変更等により、契約者に生じた損害、不利益、その他の結果について、一切責任を負わないものとします。

### 第37条 知的所有権その他の財産権

1. 本規約等に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する知的所有権その他の財産権は、当社又は当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの知的所有権その他の財産権は、当社に帰属します。

2. 契約者は、当社及び通信事業者の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社又は当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の書面による承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず、自ら行ってはならず、及び第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第38条 反社会的勢力の排除

1. 契約者は、当社に対して、利用契約成立日において、契約者（契約者が法人の場合には、契約者の役員及び出資者（以下「役員等」といいます。））が以下の各号に定める者でな

く、また、その維持・運営その他の関与をせず、意図して交流をもっていないことを表明し、保証するものとします。

1) 暴力団

2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする。）、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

3) 暴力団関係企業又は本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員

4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員

5) 前各号に準じるもの

2. 契約者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

1) 暴力的な要求行為

2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為

4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

5) 前各号に準じる行為

3. 当社は、利用契約成立後に、(a) 契約者において第1項各号に定める表明及び保証事項が虚偽もしくは不正確となる事由が判明もしくは発生し、もしくは発生すると合理的に見込まれる場合、また(b) 契約者が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

4. 本条による解除によっては、当社の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による解除によって契約者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、当社は、何ら責任を負わないものとします。

### 第39条 協議及び管轄裁判所

1. 本サービス及び本規約等に関連して、契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。

2. 本サービス及び本規約等に関連し又は起因する一切の紛争の解決は、その訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第40条 準拠法

本規約等に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。



## 料金表

表示価格は全て税抜きです

### 1. 月額基本料金，オプションサービスに関する料金

商品	月額利用料
MORA.net V4 動的 PPPoE 又は V6 プラス IPoE	500 円
MORA.net クロス対応 V6 プラス IPoE クロス	1,500 円

### 2. 利用期間及び中途解約金（一括払い）

利用契約	利用契約の期間	中途解約金
MORA 光サービスにかかる利用契約を締結していない場合	2年単位	5,000 円
MORA 光サービスにかかる利用契約を締結している場合	MORA 光サービスにかかる利用契約と同期間	なし (別途 MORA 光サービスにかかる利用契約の中途解約金が発生する場合があります)

・MORA 光サービスにかかる利用契約を締結していない場合、利用期間は2年単位（自動更新）です。利用期間の途中（利用期間満了月の翌月「更新月」を除く）でMORA.net サービスにかかる利用契約を解約し、又は当社により解除された場合、上記中途解約金をお支払いいただきます。

・MORA 光サービスにかかる利用契約を締結している場合に、MORA.net にかかる利用契約を解約し、もしくは当社により解除された場合は、MORA.net サービスにかかる利用契約の中途解約金は発生しません（ただし、別途MORA 光サービスにかかる利用契約の中途解約金が発生する場合があります。）。

・解約金は、不課税とします。

付則

本規約は 2015 年 4 月 1 日から施行します。

本改正規約は 2015 年 11 月 1 日から施行します。

本改正規約は 2016 年 5 月 21 日から施行します。

本改正規約は 2017 年 12 月 1 日から施行します。

本改正規約は 2024 年 12 月 1 日から施行します。